



2022年7月13日

各位

会社名 川田テクノロジーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 川田 忠裕  
(コード番号 3443 東証プライム)  
問合せ先 取締役 総務担当 兼 経理部長 兼 経営管理部長  
兼 サステナビリティ推進室長 宮田 謙作  
(TEL. 03 - 3915 - 7632)

(訂正)「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」  
の一部訂正について

当社は、2022年6月29日付にて「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」を公表させていただきましたが、本日開催の取締役会において内容を変更する決議を行いましたので、下記のとおり、訂正いたします。なお、訂正箇所につきましては、下線を付して表示しております。

記

1. 訂正の理由

2022年6月29日に取締役会で決議した自己株式処分について、電子公告掲載手続き、割当先子会社に手続き上の不備があったことにより、本日開催の取締役会において内容を変更する決議を行ったため。

2. 訂正内容

訂正前	訂正後
<p>1. 処分の概要</p> <p>(1) 払込期日 <u>2022年7月27日</u></p> <p>(2) 処分する株式の種類及び数 当社普通株式 <u>26,883株</u></p> <p>(3) 処分価額 1株につき <u>3,545円</u></p> <p>(4) 処分総額 <u>95,300,235円</u></p> <p>(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数 当社子会社の取締役（社外取締役を除く。） 17名 <u>17,701株</u> 当社子会社の執行役員 22名 9,182株</p> <p>[※以下略]</p>	<p>1. 処分の概要</p> <p>(1) 払込期日 <u>2022年8月3日</u></p> <p>(2) 処分する株式の種類及び数 当社普通株式 <u>24,711株</u></p> <p>(3) 処分価額 1株につき <u>3,645円</u></p> <p>(4) 処分総額 <u>90,071,595円</u></p> <p>(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数 当社子会社の取締役（社外取締役を除く。） 17名 <u>15,529株</u> 当社子会社の執行役員 22名 9,182株</p> <p>[※以下略]</p>
<p>2. 処分の目的及び理由 [※省略] この度、対象取締役等に対し本制度の目的、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権の合計 <u>95,300,235円</u>（以下「本金銭報酬債権」とい</p>	<p>2. 処分の目的及び理由 [※省略] この度、対象取締役等に対し本制度の目的、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権の合計 <u>90,071,595円</u>（以下「本金銭報酬債権」とい</p>

<p>います。)、普通株式 <u>26,883</u> 株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は 30 年としております。</p> <p>[※以下略]</p>	<p>います。)、普通株式 <u>24,711</u> 株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は 30 年としております。</p> <p>[※以下略]</p>
<p>3. 本契約の概要</p> <p>(1) 譲渡制限期間 <u>2022 年 7 月 27 日～2051 年 7 月 26 日</u></p> <p>[※以下略]</p>	<p>3. 本契約の概要</p> <p>(1) 譲渡制限期間 <u>2022 年 8 月 3 日～2052 年 8 月 2 日</u></p> <p>[※以下略]</p>
<p>4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容</p> <p>本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、<u>2022 年 6 月 28 日</u> (取締役会決議日の前営業日) の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である <u>3,545</u> 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。</p>	<p>4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容</p> <p>本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、<u>2022 年 7 月 12 日</u> (取締役会決議日の前営業日) の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である <u>3,645</u> 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。</p>

以上